批評・紹介

明代漕運の研究

星斌夫著
昭和三十八年三月　日本學術振興會
A5判　本文五一七頁　索引二七頁

中國の歴代王朝が米糧の輸送、特に地方から京師への輸送に大きな努力を拂ったことはよく知られた事實であり、有名な隋の大運河開鑿もこの目的に沿ったものであることは、いまさらあげつらうまでもない。そしてこのような努力は、首都が主食生産の中心地帶から遠く離れている場合に、ことに強く要請されるものであることも、當然の理であろう。古くはさておき、隋唐以降の統一政權でこのような努力をことさら必要としなかったのは、南宋くらいのもので、そのあとでは明初の南京に都したわずかな期間があるにすぎない。そして明の場合には、永樂年間に都が北京に遷されたということが、漕運の重要性を著しく昂めたばかりでなく、そのことがひいて元代の方法を踏襲した海運から、より安定した河運への轉換をもたらすとともに、一方では經濟活動の活潑化を促し、それがまた漕運制度にも種々の影響を及ぼすことになったと思われる。近年學界の明代史に對する關心は強いが、漕運に關しても種々興味ある問題が考えられるのである。

ところで過去の學界をふりかえってみると、明代史の研究者で漕運の問題をとり上げた人は實に寥々たるものである。故清水泰次博士が『明代の漕運』（史學雜誌三九―三）を書いて、他の多くの分野におけると同じく開拓者的役割を果されたが、その後において正面からこの問題にとり組んだのは、星斌夫教授一人だけと言って差支えないであろう。漕運制度の一部をなす糧長については、他にも一、二の論考があるが、それらは漕運よりも役法の面からの檢討という性格が強かったようである。從って漕運に關する研究は、現在星教授の獨壇場だといって少しも言いすぎではない。恐らく他の研究者の心の中には、漕運のことは星さんがやっているからと、いくらか避けて通るような氣味もなかったとはいえまい。その星教授が多年にわたる研鑽の成果をまとめられたのが本書である。あとがきによると、本書第一章のもとになった「明初の漕運」の發表されたのが一九三七年であるから、その時から數えても本書の出版まで二六年に及んでいる。この長い年月の間、著者がひたすら明代漕運の問題に取りくんできたというだけでも、まさに敬服すべき事實といわねばならない。

前おきはこのくらいにして、つぎに本書の内容を簡單に紹介しよう。本書ははじめに緒言、おわりに結言を置いた八章から成る本論と、附篇二篇とから成っている。緒言では漕運の歴史を概觀して、明が隋唐あるいは元とともに一時期を劃した時代であることを論ずる。

第一章は「明代における漕運法の發展」であるが、このもとになった前記の論文は、同じく前記清水博士の論文の誤りを訂正されたもので、それはまた筆者が著者の論文に接した最初のものでもあった。第一節海運期、第二節海運より河運へ、第三節河運期の三節に分けられ、その各節が更に二ないし六の小節に分けて述べられてい

る。全體として明代漕運制度の變遷の大要、海運から河運へ、特に河運のなかでも支運法、兌運法、改兌法の變遷が明かにされ、本書の中では總論的な役割を果している。章末の「結び」には、本章で述べられたことを簡明に要約してあるが、このスタイルは以下各章に共通であって、もし本書の内容を大まかに知ろうと思えば、各章の結びを讀めばよいということになる。勿論そんなことは邪道で、著者の意圖も、複雜多岐にわたる敍述を整理して讀者に要點を印象づけようとしてなされたものに相違ないが。

第二章は「明代漕運の運營機構」で、第一章が總論に當るのに對し、以下の各章はいわば各論に當る。第一節初期の機構、第二節漕運總督と漕運總兵官、第三節漕運參將の性格、第四節漕運把總の職掌、第五節運糧衛所官の役割、第六節監兌官と巡漕御史の各節に分れている。つまるところ本章では漕運關係の主要な役職について、その任務・權限および相互間の關係などを檢討したものである。本章で筆者が特に興味を感じたのは、巡漕御史が次第に權限を擴大した事實で、これは一般地方行政において巡按御史が實質的な權能を持つようになった事實と對比して考えるべき問題のように思われる。なお望蜀の言を加えるならば、題目に運營機構とある點からしても、本章では毎年八月に北京で行われるという漕運會議について、その沿革、構成人員、權限あるいは議事内容などを一通り解明してほしかった。

第三章は「明代漕運の民運組織とその運營」と題される。第一節糧長の職分と配置、第二節糧長の諸弊、第三節糧長の苦惱、第四節白糧と糧長の四節に分けて、糧長制度とその變遷を論ぜられたものである。糧長についてはじめに觸れたように、わが國にも他に論考があるほか、中國では梁方仲氏の『明代糧長制度』という專著もあり、彼此相補って讀むべきものであろう。なお著者は糧長に選任される者が農民（勿論地主を含めて――筆者註）であったと理解されるようであり（十六頁）、一般的にはそれでよいのであろうが、醒世恒言に收められた「張廷秀逃生救父」の中に、フィクションとはいえ蘇州城内の玉器鋪主が白糧解戸の役に充當されたことを述べている。これは田産を多くもっていたからで、つまり職業にかかわりなく田土所有額に應じて選任の對象になることを示している。參考までに擧げておきたい。

第四章は「明代漕運の軍運組織とその運營」であって、第一節幫の組織と運營、第二節運軍の給與、第三節漕船の私貨登載と運軍の生計、第四節漕糧の漂失と運軍の立場、第五節輸送作業における運軍の勞苦、第六節運軍の逃亡とその原因の各節に分かれる。ここでは明代漕運の主體をなす軍運の組織とその實情が、特に運軍の置かれた悲慘な境遇の解明を中心として述べられている。

第五章は「漕運法の發達と耗米・脚米の問題」で、漕運法の變遷と關聯して耗米などの制度と實情が明かにされる。それはすなわち漕運にともなう經費問題の解明でもある。第一節兌運法・改兌法の耗米、第二節正耗米と臨時的附加耗米、第三節輕齎銀の起源、第四節輕齎銀の運用法、第五節輕齎銀の使途の五節にわかれている。

第六章は「漕運法の發達と倉廒の役割」という題で、大運河沿線の四倉のうち、とくに臨清・德州二倉の役割の變遷を論じたものである。裏からいえば、長運が一般化するにつれて、淮安・瓜洲の二倉の重要性が低下したというふうに理解することも出來よう。第一節臨清・德州二倉の貯穀、第二節臨清・德州二倉の救恤的役割、第

三節臨清・德州二倉の新役割、第四節臨清・德州二倉の運營の四節から成っている。

第七章は「河運期における地方的海運」で、文字通り漕運が河運によって支えられていた時期に、一部地方――渤海灣内――で行われた海運について究明されている。第八章と相補うものと考えられるが、本章の中心問題は遮洋漕運、いわゆる遮洋海運である。第一節遮洋漕運の運道、第二節永平海運の變遷、第三節遮洋漕運の創始期、第四節直沽河の開浚と遮洋漕運、第五節北邊事情と遮洋漕運、第六節遮洋漕運の發展的解消、第七節密雲・太平寨・永平漕運、第八節遮洋漕運の復活とその變貌の八節に分けられ、頁數からいっても各章中最も大きい。

第八章は「河運期における江南海運の盛衰」と題されるが、これはやや誤解を招き易い標題である。というのは、著者の結論によれば、事實は「明代漕運の主道は、一度び河運にきりかえられてからは、海運にもどることはできなかった」からである。むしろ他の地方的海運との關聯において問題とされた江南海運復活論の流れというところである。第一節江南海運復活論の底流、第二節江南海運と倭寇及び海難、第三節渤海灣内の海運、第四節膠萊運河と江南海運復活論の四節から成る。

第二章以下については言及しなかったが、以上各章とも、もとになった論文が一つまたは二つづつある。それらは本書をまとめるに當ってはいずれもかなり修正加筆されており、標題の改められたものもある。その結果本書においては、もともと別個の論文が混然一體となって、一の系統立った『明代漕運の研究』を形成しているといってよい。加うるに最後の結言があるが、これはいわゆる結論とは趣を異にしている。「清代漕運への展開」と副題されているように、本論で解明された明代における漕運制度の變遷を背景として、清代におけるその展開を概觀したものである。これは著者が清の漕運制度を明かにして、明・清對比の上で問題を解きうるであろう（あとがき）という考から、今後の研究に志す所を示す意味で書かれたわけである。既に著者は清代の漕運に關してもいくつかの論文を發表し、また清史稿漕運志譯註を公にされるなど、研鑽を重ねておられる樣子であるから、清代漕運に關する研究のまとめられるのも、それほど遠いことではあるまい。期待したいと思う。

附篇は「預備倉の盛衰と社倉」「明代の塘長について――特に松江府における――」の二篇であるが、既に紙數も少いので、題目をかかげるだけにしておく。

以上きわめて簡略ではあったが、本書の内容を紹介してきた。もとになった論文の多くは、嘗て讀んだことがあるが、こうしてまとめられたものを讀むと、また新たに勉强させてもらったという感が深い。そのお返しにはとてもならないが、筆者の氣附いた點をいくつか書きとめてみよう。八頁から九頁にかけて、船材のことが記されているが、主要部に楠・杉・松が用いられ、桐や棕櫚は一部に使われたとされている。その意味は桐や棕櫚が木材として使われたかのように理解されるが、恐らく木材として用いられたのではあるまい。桐は桐油を取るため、棕櫚はつなの材料として用いられたと考えるべきで、造船に桐油を用いたことは天工開物などにも見えるし、八頁に引用された明書土田志の文も、上に油・漆・棕纜とあって、下文には桐・棕・漆樹を植えるとあるのは、順序こそ違え、右のように考えれば完全に首尾相應ずるもので、木材として使用する

植物のことはここには言及されていないのである。つぎに一一二頁に漕運總督のことを述べて、「總督の巡撫兼任は創設當初からのもの」とされているが、これについては典據も示されず、一般に愼重嚴密な著者の態度としてはうなずけない。一〇〇頁に漕運都御史創設に關する文獻が擧げられているが、その中には巡撫兼任のことは見當らない。初代漕運總督王竑が任命されたのは景泰元年十一月、巡撫兼理を命ぜられたのは二年十月壬辰のことで、その間に一年足らず乍ら時日の距りがある。のみならず巡撫の方は同じく景泰元年十月庚辰に初代の耿九疇が任命されているので、短期間乍ら最初は全く別個のものであったことが判る。これは實は直接實錄を檢したわけではなく、明督撫年表を繰ってみた收穫である。同書からの收穫はまだある。一四二頁註（16）に正德十六年における總督漕運と巡撫との分理・兼理の問題が論ぜられているが、許庭光が同年五月專任の總督に任ぜられ、その後任陶琰も依然として漕運總督の專任であったとされているが、陶琰の發令は同年六月丙戌のことで、しかも總漕撫鳳とされているから、僅か一箇月で兼理が復活し、陶琰ははじめから兼理だったということになる。もう一つ一四三頁註（18）で、嘉靖三十六年に分理になった時期が問題にされているが、これも督撫年表は大政記によって同年十月に淮揚巡撫を設けたと記している。また三五一頁に光緒密雲縣志を引いて、嘉靖二十九年に薊遼總督が設けられて密雲に駐したと述べ、註（40）（三七二頁）でさらにこれについて檢討されている。その結論は同年以前に薊州總督があり、この年薊保遼總督と改められ、密雲に駐することになったというのである。しかしこれも督撫年表によると、同年九月乙未に提督薊州軍務節制河間眞保遼東兵馬が設けられ、それが註（40）で述べられたように同年十二月には總督薊保遼東に改められたのである。さらに密雲駐在については會典によって嘉靖三十三年のこととしている。これは萬曆會典卷二〇九に見えている。このような官職の沿革や任免について、恐らく著者は絕大な勞力を費して實錄などを調査されたことと思われるが、少くとも總督と巡撫については、督撫年表の利用價値が極めて高いことを、改めて感得した次第である。

このほか折角の好著に時として誤植の見出されるのは惜しいことである。一三頁の遼東志の引用文に朝廷が朝延になっており、一四頁三行目納哈出とあるべき所が納給出となり、二六頁湧幢小品の引用文に遐汶水とあるべきが渴汶水とあるなどは、すぐに氣附くところであるが、春汎という字が一〇四頁、一〇五頁、一一九頁のいずれも實錄引用文と、一一九頁の地の文、都合四箇所に一致して出てくると、それが正しいものと受けとりそうになる。しかしこれは春汎の誤りであろう。ついでに言えば右の一〇四頁と一一九頁の引用文は實錄の同一箇所であるが、日附が一方は己亥、一方は乙亥になっている。これは後者の方が正しい。もう一つ四〇九頁の一四行目に二・五分とあり、その通りならば二分五釐の意になるが、文意からすれば二錢五分とあるべきところであろう。

どうも些細なことばかりをとり上げる結果になったが、本書のような詳密な論考には、たやすく異議を唱えたり疑問を呈したりすることができないのと、もう一つはそのような本書の性格の故に、却って些細なことでも意義があると考えたからに他ならない。しかし大きな點で全く不滿がないのかといえば、全然ないわけではない。著者の今後に對する注文ということにもなろうが、一つだけ述べて

おきたい。それは漕運の變遷をもっと財政あるいはより廣く社會經濟一般と密接に關聯して解明してほしいということである。たとえば明初の海運は前線に對する軍事的な補給という意味が中心だったが、北京遷都以後は全く別の意味が加わった筈である。そのことに少しはふれられているけれども、政府の財政運營の方式が、南京時代と北京遷都以後とでは、かなり變っているわけで、その間にあって漕運の果した役割はどうだったのか。また田賦銀納の普及と漕運との關係はどうだったのかなど、もう少しまとめて述べてほしかった。別の方からいえば、北京への漕運は首都の食糧問題とも大きな關聯があったと思われる。そういう種々の面から考察することによって、漕運という大きな制度の、充分な意味を明かにすることができるのではあるまいか。

心せくままに書き連ねたので、あるいは措辭當を失し、あるいは言う所的を外れているかも知れない。著者ならびに讀者の寛容を願う次第である。

（岩見　宏）

中國及び古代日本に於ける　鄉村形態の變遷

曾我部靜雄著

昭和三十八年三月　吉川弘文館
A5判　四九七頁　索引一一頁

本書が公けにされてからまだ一年にもならないのであるが、著者は早くもその間に「日中律令論」（日本歷史叢書、吉川弘文館發行）という一書を世に問われた。うっかりしていると、紹介の方がついていけないほど、息もつがせない業績の續出に、まったくわたくしども後學は目をみはるばかりである。序文にもあるように、著者が中國の鄉村機構の變遷に興味をもたれたのはすでに二十年も前のことで、それいらいぞくぞくと發表された數々の論文からは多大の敎えを受け、これを利用させていただいたことであった。また中國史の立場から日本古代史の研究にも視野をひろげ、この問題について論陣をはられたことは國史學者にも相當の影響をあたえたに相違ない。

中國の鄉村機構は家族制度とともに、社會生活の基礎をなすものとしてきわめて重要な研究課題であることはいうまでもないであろう。しかし、これを歷史的にみたばあい、文獻の上ではもっぱら制度の面だけが強くあらわれ、實際の集落との關係がどうなっているかはすこぶる明らかでないのである。古い時代にさかのぼればさかのぼるほどそうなのであって、秦漢の鄉亭里制度の問題がながらく紛糾したのも、唐の隣保制度の實體が容易につかめなかったのもそのためである。明のような資料のととのった新しい時代になっても、里甲制の實施狀態については疑問の點が少くない。おそらく中國のように廣大な、地域差のはげしいところでは、こうした制度を劃一的に考えること自體が無理なのかも知れず、從って鄉村機構の變遷を歷史的に體系づけることなどは難中の難事といわねばならない。その意味において、この難事をあえて試みられた著者の努力は高く評價すべきであると思う。

まず表題の鄉村形態ということばであるが、全體を通じて感じられたところでは自然集落そのものの形態よりも、政府がそれをどのような形で把握したかということに重點がかかっているようであ